

OAシステム科

受講生募集

- ★ 初心者でも基礎からしっかり学べます。
- ★ 就職に有利な**MOS資格取得**にもチャレンジできます！
- ★ 就職支援による早期再就職をバックアップ！



訓練期間	平成29年10月31日（火）～平成30年1月30日（火）（3か月間） 基本時間：9：10～15：50及び9：10～16：50 休日：原則として土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
訓練場所	寒河江市文化センター 寒河江市大字西根字石川西333（裏面「地図」参照）
定員	15名（最少催行人数10名）
対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は 無料 です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約20,000円並びに検定料（MOS試験 1科目10,584円）等は個人負担となります。
募集締切日	平成29年10月12日（木）
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 日時：平成29年10月17日（火） 午前10時30分から（ 時間厳守 ） ※開始10分前までに受付を済ませてください。 場所：村山総合支庁西庁舎講堂（裏面「地図」参照） 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具（鉛筆・ボールペン等）

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門学校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

クリック

山形 職業 検索

◆訓練概要◆

【訓練目標】 パソコンの基礎知識および技能から業務における実践的活用法を習得するとともに、その他の就職に必要な知識等を習得し再就職を目指す。

【目指す職務】 OA機器を使用する職務全般

【訓練カリキュラム】

総訓練時間（目安）360H

科目	科目の内容	時間数
パソコンの基礎知識・基本操作	パソコンの仕組み・機能、文字入力からインターネット・電子メール等	24H
情報リテラシー	ハードウェア・ソフトウェアの種類と役割、ネットワーク、情報セキュリティ、トラブル対策等	24H
文書作成	文書作成の基礎知識、文書作成・編集、図形描画、外部データの活用、実践ビジネス文書作成等	60H
表計算	表計算の基礎知識、表計算の仕組み、数式の入力、関数の活用、データベース機能、グラフの作成と編集、実践ビジネス資料の作成等	72H
データベース	データベースの基礎知識、データベースとは、テーブル・クエリ・フォーム・レポートの作成、データベース検索術、外部データの取り込み等	60H
プレゼンテーション	プレゼンテーションの基礎知識、プレゼンテーションとは、効果的なプレゼンテーション技法、画像の利用、アニメーション活用術等	30H
総合演習	各種アプリケーションソフトウェアの実践活用術	60H
就職支援他	応募書類の作成、面接の仕方、ビジネスマナー、ビジネス・コミュニケーション、ビジネスマネジメント等	30H

※Windows10、Microsoft Office2013 を使用

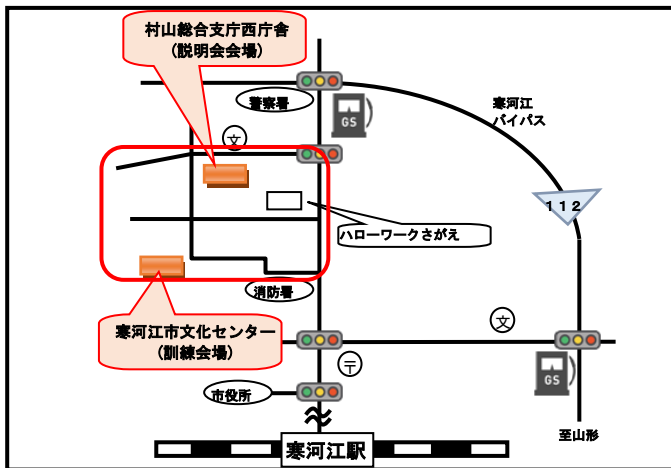
※キャリア・コンサルティング を受ける場合はその計画に従って下さい。

【説明会場】

場 所：村山総合支庁西庁舎講堂
住 所：寒河江市大字西根字石川西355

【訓練会場】

場所：寒河江市文化センター※無料駐車場あり
住所：寒河江市大字西根字石川西333
電話：023-623-2277（株セラフィム）



◆ご相談・お申込み窓口◆

山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町 2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池 3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町 6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町 15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町 14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西 340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい。